

岐阜県公報

目次

告示

- 道路の区域変更 (道路維持課) 五一九
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 五二〇
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (同) 五二〇
- 建築基準法に基づく道路の位置指定 (建築指導課) 五二〇

選挙管理委員会告示

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消 (選挙管理委員会) 五二一

公示

- 県営土地改良事業計画の決定 (農地整備課) 五二二
- 開発行為の工事の完了 (建築指導課) 五二二
- 落札者等に関する公示 (産業技術総合センター) 五二三
- 土地改良区の定款の変更認可 (中濃農林事務所) 五二三

告示

岐阜県告示第四百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年十月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

第 百 四 十 五 号
令和二年十月十六日

(金曜日)

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	三川輪島線	岐阜市上芥見七七番地先から 同市祇園二丁目二〇二番地先まで	前	七・五 四・二	三九・〇	A及びBに係る表示面及び敷地面積の区分
			後	二・〇 六・五	三四・〇	
同	同	岐阜市芥見町屋二丁目二五番地先から 同市大字加野字堤東二丁目二番七地先まで	前A	一〇・八	二〇・〇	A及びBに係る表示面及び敷地面積の区分
			後	一〇・八	二〇・〇	

岐阜市芥見町屋一丁目一番地先から		B	二五・八	二四七・〇
同 市大字加野字堤東一〇一・二番七地先まで			七・九 三四・〇	四四六・〇
岐阜市大字加野字堤東一〇一・二番七地先から		前		
同 市向加野四丁目一四三番地先まで		後	二五・〇 七・六	四五一・〇

岐阜県告示第四百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮代西山田	垂井町宮代	次の図のとおり	土石流
宮代朝倉	垂井町宮代	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮代西山田	垂井町宮代	次の図のとおり	土石流
宮代朝倉	垂井町宮代	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和二年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	指 定 日
揖斐郡池田町八幡字市之坪八五番四及び八七番の一部	六・〇〇	三〇・四三	岐西建築第九七号の八	令和 二・七・三
羽島郡岐南町伏屋一丁目七六番三	四・八三	三〇・四五	岐西建築第九七号の九	同 八・二・四
本巢市下福島字川西七六一番四	五・〇〇	三三・〇〇	岐西建築第九七号の一〇	同 八・二・六
羽島郡岐南町薬師寺三丁目七一番	四・八四	二九・三三	岐西建築第九七号の一	同 八・二・六

中濃建築事務所長

瑞穂市本田字整理二一三〇番四	五・〇〇	三・九〇	岐西建築第一 九七号の一	同	九・四
瑞穂市祖父江字伯母塚中三〇八番四	四・八五	三・九	岐西建築第一 九七号の一	同	九・四
瑞穂市別府字花塚二ノ町二〇六六番九	四・五〇	三・六	岐西建築第一 九七号の一	同	九・四
羽島郡岐南町徳田五丁目八八番八	四・五〇	三・三〇	岐西建築第一 九七号の一	同	九・二

東濃建築事務所長

関市東仙房一六番四	六・〇〇	七・四〇	中建築第一 六号の三	令和	二・五・三
美濃加茂市下米田町西脇字針田八三九番四	六・〇〇	三・八五	中建築第一 六号の六	同	七・三
美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字里八三九九番九、三七九七番一、三七九六番四及び三八〇三番四	六・〇〇	五・四六	中建築第一 六号の七	同	八・五
関市中二丁目一六五番九	六・〇〇	六・三	中建築第一 六号の八	同	八・三

瑞浪市土岐町字虫塚一一三四番三	六・〇〇	五・四三	東建築第七 五号の四	令和	二・七・八
中津川市茄子川字西通五一三番一及び字赤沼九六九番六	六・〇〇	六・二七	東建築第七 五号の五	同	七・一〇
中津川市駒場字角田七五五番四、七五六番一、七七二番七の一部、七七三番二の一部、七七三番四の一部、七七三番八、七七四番四、七七四番五、七七四番六及び中津川市所管法定外公共物(道路及び水路)	六・〇〇	一・三・四九	東建築第七 五号の六	同	八・八

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

中津川市中津川字上金往還上一八七番一	六・〇四	四・六〇	東建築第七 五号の七	同	八・二六
中津川市茄子川字二ツ岩四二七番一〇四	六・〇〇	三・〇〇	東建築第七 五号の八	同	九・四
中津川市駒場字西山一六六六番一〇七三の一部	六・〇〇	六・〇〇	東建築第七 五号の九	同	九・四
中津川市駒場字西山一六六六番一〇七三の一部	六・〇〇	二・七	同	同	九・四
中津川市手賀野字西沼二〇五番一四、二〇五番二〇及び二二〇番二	六・〇〇	七・六	東建築第七 五号の一〇	同	九・八

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定の取消しについて、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

令和二年十月十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

施設を取り消した施設

市町村名	施設の名	所	在	地
羽島市	羽島市文化センター・大ホール・小ホール	羽島市	竹鼻町丸の内6丁目7番地	

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
峠の池地区	多治見市役所	令和二・二・一〇・一六から 同二・二・一〇・一六まで

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一二二二号の一九 令和二・二・二六 同岐西建築第二二二四号の四 令和二・七・九	羽島市江吉良町字中郷中七三三番及び羽島市所管法定外公共物（道路）	道路、下水	開発登録簿による	岐阜県岐阜市金岡町五番地 イワタ建設株式会社 代表取締役 杉 本 高 男
同岐西建築第一二二二号 令和二・五・二二 同岐西建築第二二二四号の一一 令和二・九・一〇	羽島市江吉良町字新田一五七七番一及び一五七八番	道路、下水 道、水路	同	岐阜県羽島郡岐南町上印食一丁目七一番地 株式会社ワークス不動産 代表取締役 杉 江 保 彦
同岐西建築第二二七号の七 令和二・三・一六	本巣郡北方町春來町一丁目一六番一七番の一部及び一九番の一部	道路、下水 道	同	岐阜県下呂市金山町金山三三五六番地の一 株式会社サンワ開発 代表取締役 加 藤 千 里
同岐西建築第二三〇号の二 令和二・二・一七	不破郡垂井町綾戸字荒越八九七番三、八九七番四及び八九七番一三四	道路、下水 道	同	岐阜県不破郡垂井町綾戸五〇九番四 株式会社GOODLIFE 代表取締役 藤 壇 明 博

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。
令和二年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

○**落札者等に関する公告**

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和二年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 **フタル酸エステル類等スクリーニング装置 一式**
 - 2 契約の相手方を決定した手続 **一般競争入札**
 - 3 入札公告を行った日 **令和 2 年 6 月 26 日**
 - 4 落札者を決定した日 **令和 2 年 8 月 7 日**
 - 5 落札者の住所及び氏名 **岐阜市東金宝町一丁目18番地 AVENUE 2 A 島津サイエンス西日本株式会社 岐阜営業所 所長 右田 義晴**
 - 6 落札金額 **31,581,000円**
 - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 **岐阜県産業技術総合センター総務課管理調整係**
 - (2) 所在地 **関市小瀬1288**
- 落札者等に関する公告**
- 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。
- 令和二年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 **高周波グロー放電発光分析装置 一式**
- 2 契約の相手方を決定した手続 **随意契約**
- 3 随意契約の理由 **地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当**

- 4 契約の相手方を決定した日 **令和 2 年 8 月 20 日**
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 **岐阜市西部野瀬三丁目201番地 2 オガワ科学株式会社 岐阜営業所 所長 中川 知行**
- 6 契約金額 **49,500,000円**
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 **岐阜県産業技術総合センター総務課管理調整係**
 - (2) 所在地 **関市小瀬1288**

岐阜県知事 古 田 肇

○**土地改良区の定款の変更認可**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年十月十六日

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
関市木曾川右岸用水土地改良区	令和二・六・一七

○**土地改良区の定款の変更認可**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
関市會知用水土地改良区	令和二・六・一七

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
関 市 肥 田 瀬 用 水 土 地 改 良 区	令 和 二 ・ 六 ・ 一 七

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
中 濃 用 水 東 部 土 地 改 良 区	令 和 二 ・ 六 ・ 一 七

令和二年十月十六日発行

発行者 発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社